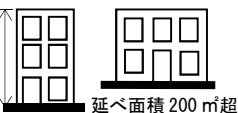
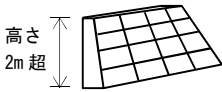
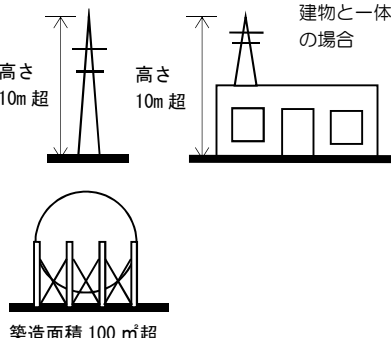
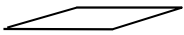
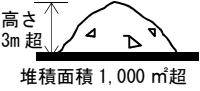


2 届出の対象行為・手続きと解説

(1) 届出の対象となる行為（景観計画より抜粋）

栗山町全域において、次に定める行為が届出対象の行為となります。

種別	届出対象行為		規 模
建築物	新築、増築、改築、移転		延べ面積 200 m ² 又は 高さ 10mを 超えるもの 
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更		上記の規模を超える建築物で外観の 2 分の1を超えるもの
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物 (特定公共施設、鉄道事業法(昭和 61 年法律 第 92 号)第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設の用に供するものを除く。)		高さ2mを超 えるもの 
	・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物 (特定公共施設、鉄道事業法第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設又は電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。) ・煙突、排気塔その他これらに類する工作物 ・物見塔、装飾塔その他これらに類する工作物 ・彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ・観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な施設 ・アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 ・石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 ・汚物処理場、ごみ焼却場、産業廃棄物処理施設その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物 ・高架水槽その他これらに類する工作物 ・その他町長が指定するもの		築造面積 100 m ² 又は高さ 10m(建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10m)を超えるもの 
	太陽光発電設備その他これらに類する工作物		築造面積 1,000 m ² 又は高さ 5m を超えるもの
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更		上記の種類及び規模の工作物で外観の 2 分の 1 を超えるもの
開発行為	・都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に規定する開発行為		当該行為に係る土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの 
その他	・土地の形質の変更(都市計画法に規定する開発行為を除く)		当該行為に係る土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの
	・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(雪、農業の用に供する有機物資源(堆肥)の堆積を除く)		堆積物の高さ3m かつ面積 1,000 m ² を超え、堆積期間が 30 日以上のもの 
届け出る必要のない行為	・上記の規模に満たない行為 ・通常管理行為、非常災害のための応急措置として行う行為など ・景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為		

(2) 届出対象行為の解説

各届出対象行為については、以下のページで図解等により説明しています。

届 出 対 象 行 為		
① 建築物	●新築、増築、改築、移転	8 p
	●外観を変更する修繕、模様替え 又は色彩の変更	8 p
② 工作物	新設、増築、改築、移転、 外観を変更する修繕、模様 替え又は色彩の変更	9 p
	●柵、塀、擁壁 その他これらに類する 工作物	9 p
	●その他の工 作物	9 p
発行為		12 p
④ 土地の形質変更		12 p
⑤ 屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		12 p

① 建築物

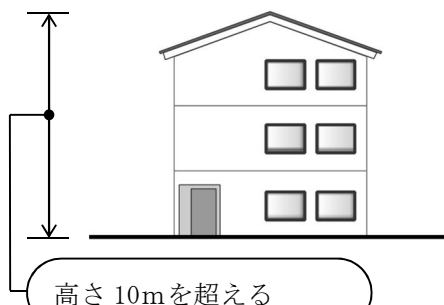
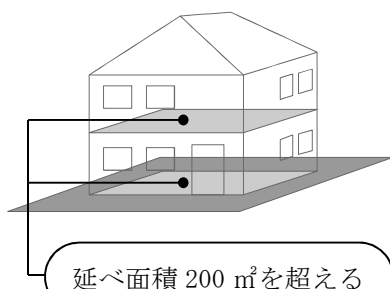
※建築物（建築基準法第2条第1項）：
→土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むもの。



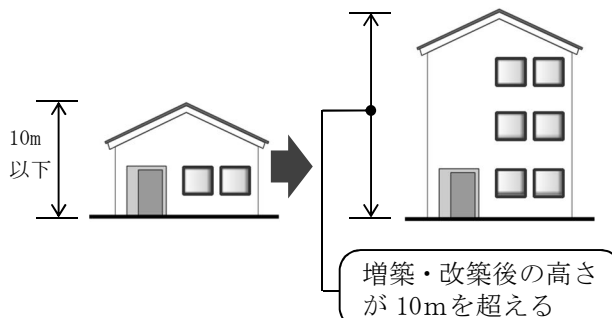
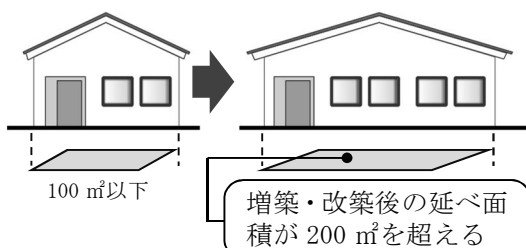
● 新築、増築、改築、移転

延べ面積 200 m²又は高さ 10mを超えるもの

新築
・
移転



増築
・
改築

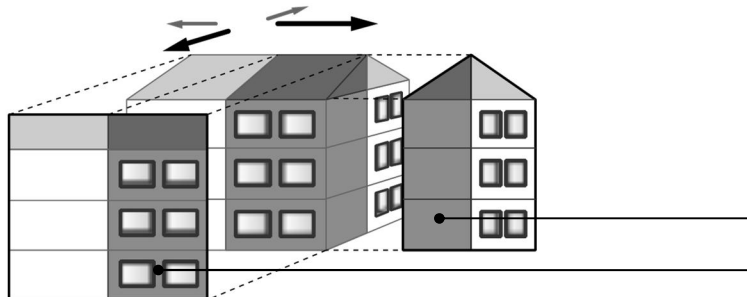


※増築と改築に係る床面積が 10 m²以下の軽微な行為は届出を要しない。
(栗山町景観条例施行に関する要綱第3条)

→13 頁参照。

● 外観の修繕、模様替え又は色彩の変更

延べ面積 200 m²又は高さ 10mを超える建築物で、外観の 2 分の 1 を超えるもの



各立面の外観の変更面積がその面の 2 分の 1 を超える場合、届出が必要です

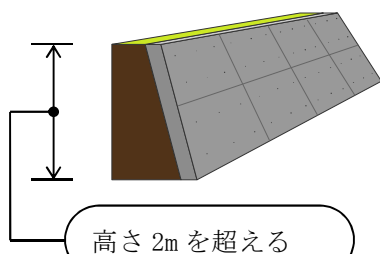
② 工 作 物



● 柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物

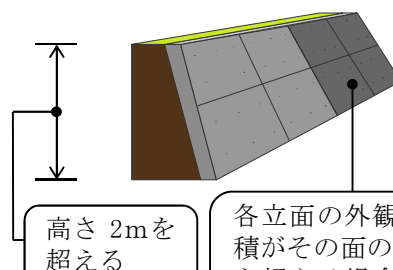
新設、増築
改築、移転

高さ 2m を超えるもの



外観を変更する修繕、
模様替え又は色彩の変更

高さ 2m を超える工作物で、外観の
2 分の 1 を超えるもの



※ただし、以下のものは除く。

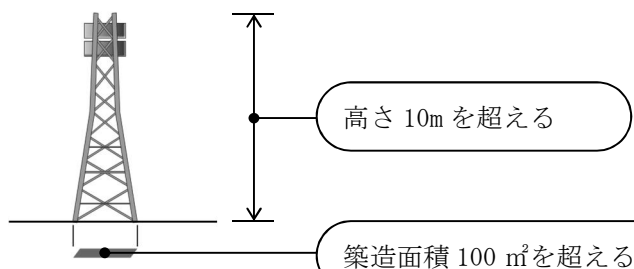
- ・景観法第 8 条第 2 項第 4 号に規定する特定公共施設
- ・鉄道事業法第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設

● その他の工作物

新設、増築、改築、移転

築造面積 100 m²又は高さ 10m（建築物と一体となって設置される場合は、地盤
面から当該工作物の上端までの高さが 10m）を超えるもの

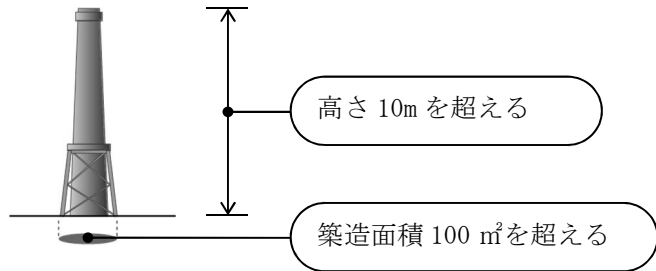
鉄筋コンクリ
ート造の柱、鉄柱、
木柱その他これらに
類する工作物



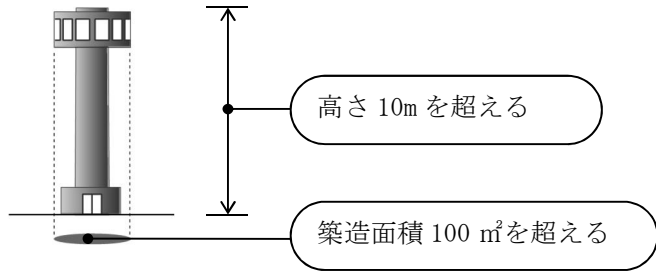
※ただし、以下のものは除く。

- ・景観法第 8 条第 2 項第 4 号に規定する特定公共施設
- ・鉄道事業法第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設
- ・電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物

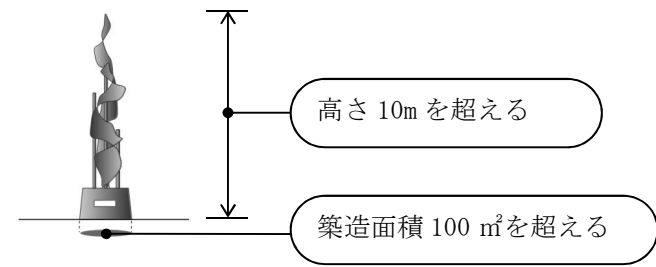
煙突、排気塔その他これらに類する工作物



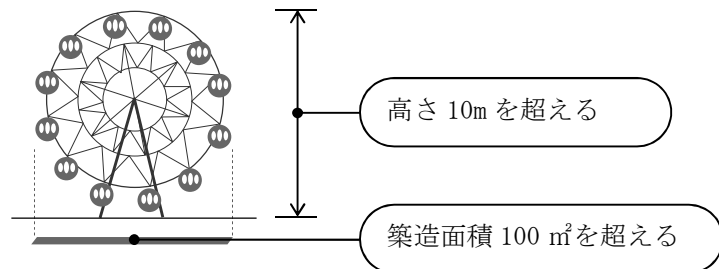
物見塔、装飾塔その他これらに類する工作物



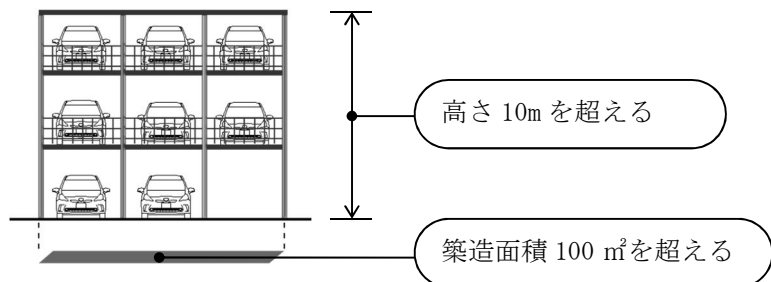
彫像、記念碑その他これらに類する工作物



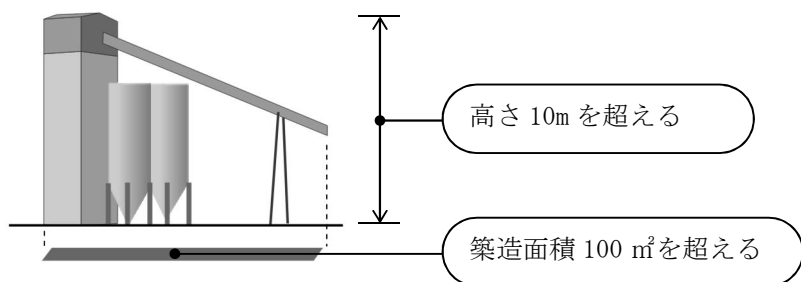
観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊設施設



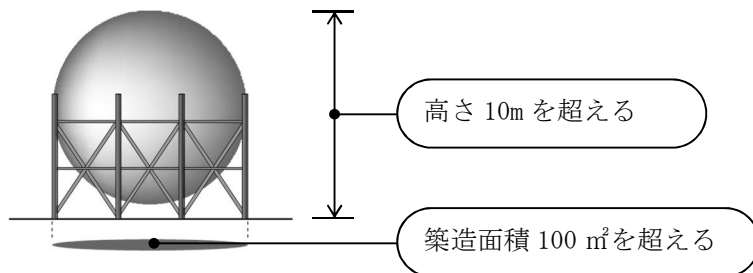
自動車車庫の用に供する立体的な施設



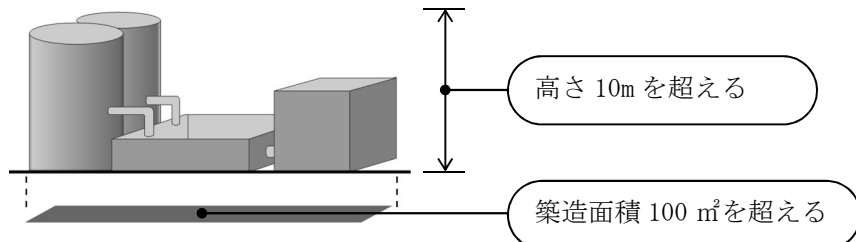
アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設



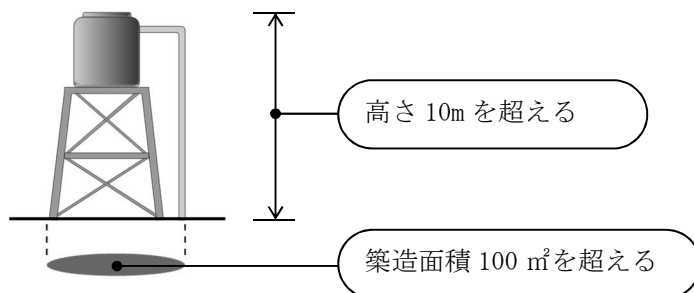
石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設



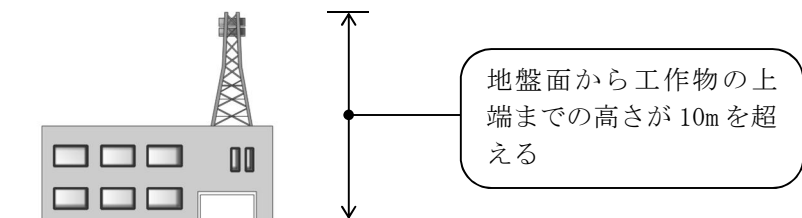
汚物処理場、ごみ焼却場、産業廃棄物処理施設その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物



高架水槽その他これらに類する工作物

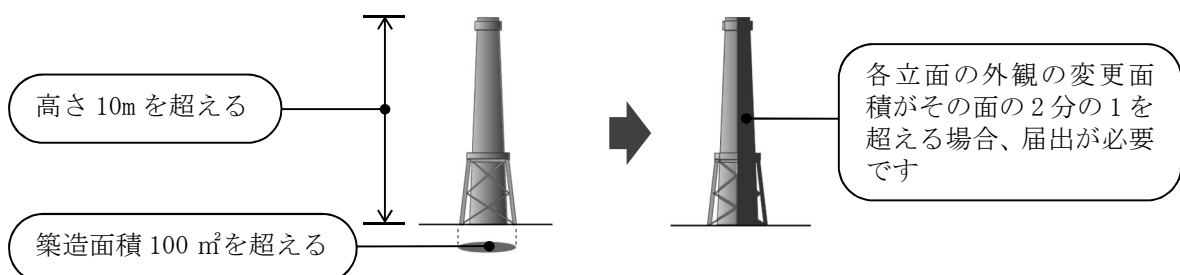


建築物と一体の工作物



外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更

築造面積 100 m² 又は高さ 10m を超える工作物で、外観の 2 分の 1 を超えるもの



③ 開発行為 ④ 土地の形質の変更



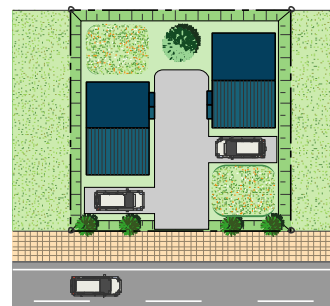
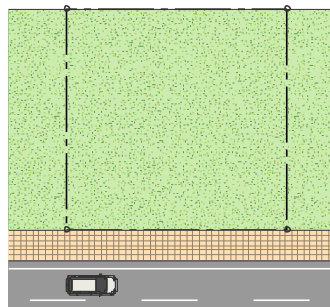
当該行為に係る土地の面積が 3,000 m²を超えるもの

開発行為

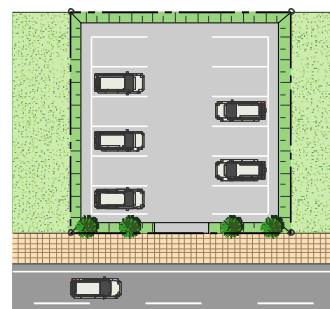
※開発行為(都市計画法第4条第12項):
→主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

土地の形質の変更

※土地の形質の変更:
→土地の形状を変更する行為全般をいう。
一般的なものとして「青空駐車場」が該当。



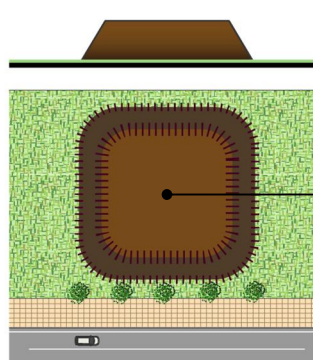
面積が 3,000 m²を超える



⑤ 屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積



堆積物の高さ 3 m かつ面積 1,000 m²を超え、堆積期間が 30 日以上のもの



高さ 3m かつ
面積 1,000 m²を超え、
堆積期間が 30 日以上

※ただし、以下のものは除く。
・雪、農業の用に供する有機物資源（堆肥）の堆積

届け出る必要のない行為

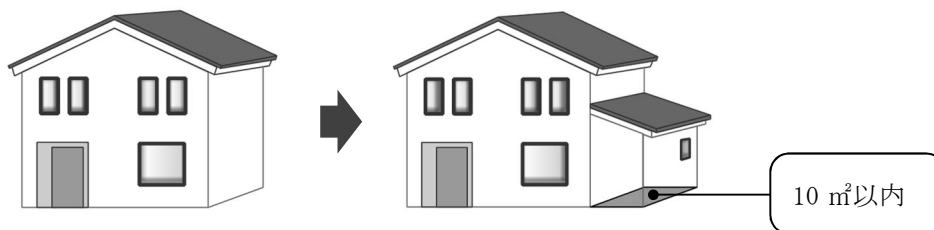


景観法において届出を不要としている行為

- 通常の管理行為、軽易な行為
(景観法第 16 条第 7 項第 1 号)
- 地下に設ける建築物や工作物の建設等
(景観法施行令第 8 条第 1 号)
- 仮設の工作物の建設等
(景観法施行令第 8 条第 2 号)
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
(景観法第 16 条第 7 項第 2 号)
- その他法令等の規定に基づき行われる行為
(景観法第 16 条第 7 条第 3 号～11 号)

栗山町景観条例において規定する行為

- 景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為
(栗山町景観条例第 11 条)
- 建築物の増築と改築に係る床面積が 10 m²以下の軽微なもの
(栗山町景観条例施行に関する要綱第 3 条)

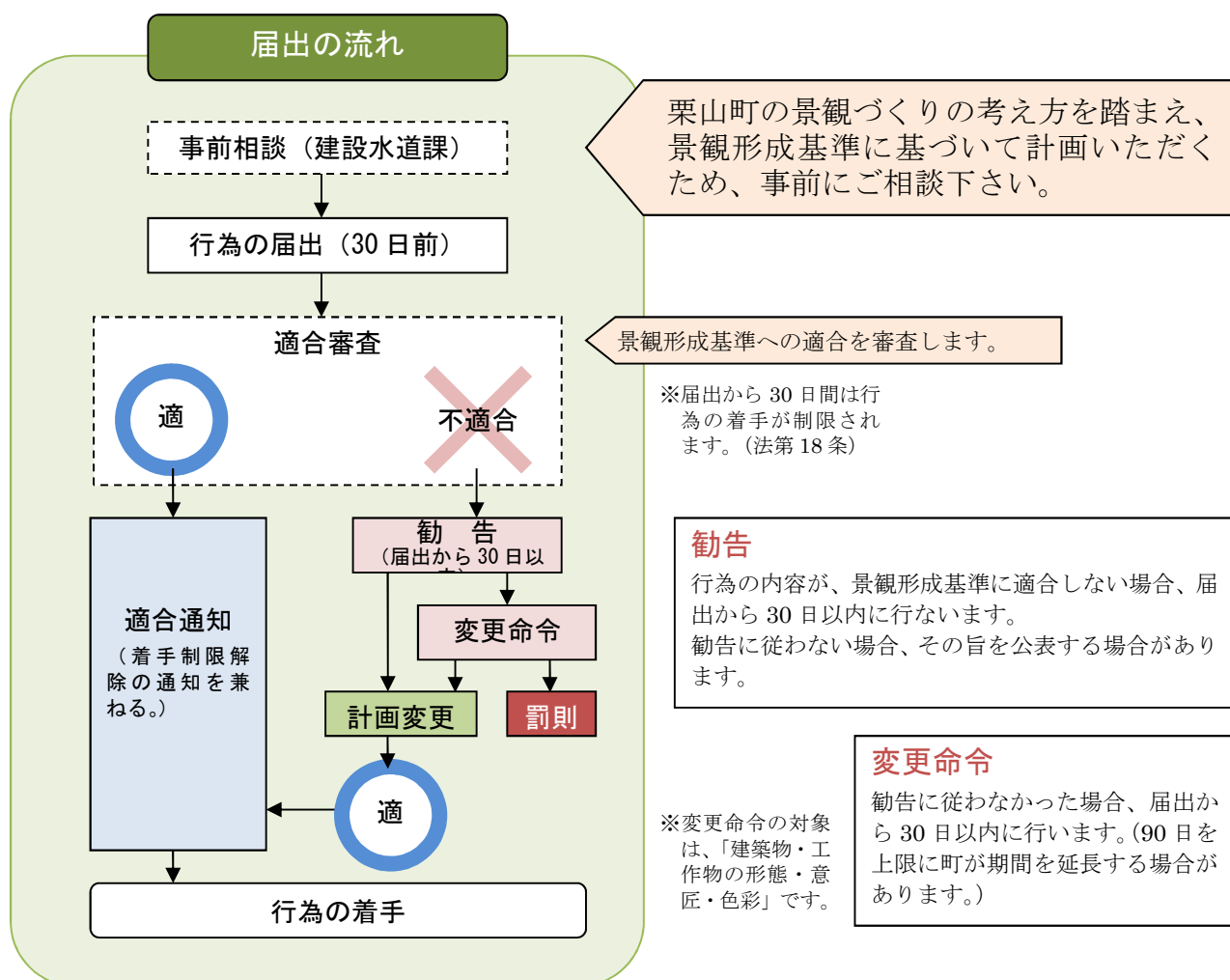


(3) 届出の手続き

届出の流れ

●届出の対象となる行為を行う場合は、景観法に基づき着手の 30 日前までに届出が必要となります。

景観法に基づく行為の届出は、平成 25 年 11 月 1 日以後に着手する行為から適用します。届出の受付は、平成 25 年 10 月 1 日からとなります。



罰則 (景観法)

●届出をしなかった場合又は虚偽の届出をした場合、30 万円以下の罰金に処せられることがあります。【法 102 条】

●変更命令に従わなかった場合、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。【法 101 条】

届出に必要な書類

- 各行為の所定の届出書（様式第1号又は第2号）と共に、以下の書類を揃えて届出を行って下さい。
- 届出内容に変更が生じた場合は、速やかに変更行為の届出（様式第4号）を行って下さい。

行為の種類		届出書 (所定様式)	① 付近見取図	② 配置図	③ 各階の平面図	④ 立面図	⑤ 地籍図	⑥ 平面図	⑦ 断面図等	⑧ 現況写真	⑨ その他
建築物	新築、増築、改築、移転	様式1	◎	◎	◎	◎	—	—	—	◎	○
	外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更	様式1	◎	*	*	○	—	—	—	◎	○
工作物	新設、増築、改築、移転	様式1	◎	◎	◎	◎	—	—	—	◎	○
	外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更	様式1	◎	*	*	○	—	—	—	◎	○
開発行為		様式2	◎	—	—	—	◎	◎	◎	◎	○
土地の形質変更		様式2	◎	—	—	—	◎	◎	◎	◎	○
土石、廃棄物、再生資源等の堆積		様式2	◎	—	—	—	◎	◎	◎	◎	○

◎必ず添付する書類

○必要と認められた場合添付する書類

* 添付を省略できる書類（栗山町景観条例施行規則第7条第3項）
— 非該当

①付近見取図	1/2,500 程度	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
②配置図	1/200 程度	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
③各階の平面図	1/100 程度	建築物である場合に限り、各階ごとの平面図
④立面図	1/100 程度	建築物又は工作物の彩色が施された4面の立面図
⑤地籍図	1/2,500 程度	当該行為を行う土地の筆ごとの境界及び地番を表示する図面
⑥平面図	1/200 程度	変更前及び変更後の土地の形状又は設置物の形状を表示する図面
⑦断面図等	1/200 程度	変更前及び変更後の土地の形状又は設置物の形状を表示する図面
⑧現況写真	—	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真（二方向以上）
⑨その他	その他必要と認める図書	

● 届出の受付窓口 ●

栗山町 建設水道課（栗山町役場庁舎2階）

Tel : 0123-73-7513（直通） / Fax : 0123-72-6355